

区 分	商工会議所	商 工 会
根 拠 法	商工会議所法 (昭和28. 8. 1)	商工会法 (昭和35. 5. 20)
目 的	地区内における商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進を図ること。	同左
地 区	原則として市の区域。商工会および他の商工会議所との地区重複を禁ずる。	原則として町または村の区域。商工会議所および他の商工会との地区重複を禁ずる。
会 員	地区内に営業所等を有する商工業者等	同左
特定商工業者制度 (負担金)	有	無
設立要件としての 組織率等	特定商工業者の過半数の同意。	地区内の商工業者の1/2以上が会員となること。
設立認可	経済産業大臣 (経済産業局長)	都道府県知事
会費・手数料収入等	会費、手数料、使用料、特定商工業者の負担金	会費、手数料、使用料
代 表 者	会頭	会長
選 挙 権	定款で最高50票まで	1人1票
県連合会	任意	法定
議決機関	議員総会、常議員会	総会(総代会)
部会	法定	標準定款例で位置付け